鹿児島県鉄道整備促進協議会

鹿児島県在来線鉄道利活用支援事業概要

１　目的

鹿児島県内の在来線鉄道を利活用して，食や温泉などの「鹿児島のウェルネス」（「健康・癒やし・長寿」に有益な地域資源）を体験する旅行商品の造成を支援することにより，「鹿児島のウェルネス」の魅力を広く発信するとともに，地域住民や観光客における在来線鉄道の利用促進を図る。

２　対象者

旅行業法（昭和２７年法律第２３９号）第３条に基づく登録を受けている旅行業を営む者

３　要件

　　旅行商品の内容が，次の⑴，⑵のいずれにも該当し，鹿児島県鉄道整備促進協議会会長（以下「会長」という。）が，県内の在来線の利活用促進に資すると認めた事業とする。

ただし，他の補助金又は助成金の交付を受けて実施する事業を除くものとし，本事業において１度補助金の交付を受けた商品については，対象外とする。

⑴ 表１に示す路線の中から, その運行区間の全部又は一部を利用する旅行商品であること。

＜表１＞

|  |  |
| --- | --- |
| 路線名 | 本県内の運行区間 |
| ＪＲ鹿児島本線 | 鹿児島中央～川内 |
| ＪＲ指宿枕崎線 | 鹿児島中央～枕崎 |
| ＪＲ日豊本線 | 鹿児島中央～財部 |
| ＪＲ肥薩線 | 隼人～吉松 |
| ＪＲ吉都線 | 吉松～鶴丸 |
| ＪＲ日南線 | 志布志～大隅夏井 |
| 肥薩おれんじ鉄道 | 川内～米ノ津 |

⑵ 表２に示す「鹿児島のウェルネス（「健康・癒やし・長寿」に有益な地域資源）」を，少なくとも一つ体験する旅行商品であること。

＜表２＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 気候・自然・景観 | 温泉・食 | 健康づくり等 | その他 |
| 自然公園  花火大会  洞窟・鍾乳洞  星空  動植物公園・水族館  ホタル  展望所・橋・海岸線・滝・渓谷  神社・仏閣  花木の名所  巨木・古木  イルミネーション | 温泉  特産品(農産物・農産加工品)  特産品(畜産物・畜産加工品)  特産品(水産物・水産加工品)  特産品(菓子類)  ミネラルウォーター  朝市  観光農園・牧場・漁業  郷土料理・郷土菓子  農林漁業体験民宿 | レジャーランド・レクリエーション公園  青年の家・少年自然の家  ゴルフ場  プール施設  スポーツイベント  スポーツ体験(マリン・スカイスポーツ，乗馬，グラススキーなど)  自然体験(遊歩道，カヌーめぐりなど)  サイクリングコース | 文学碑  民俗芸能  記念像・モニュメント  展示施設  伝統的工芸品  テーマパーク  産業観光施設(製造工程見学)  行事・イベント(スポーツイベント除く)  文化財・遺跡  コンベンション施設  会長が認めるもの |

４　補助対象経費及び補助限度額

補助の対象となる経費は，旅行商品のプロモーション経費（チラシ，パンフレット等の印刷製本費や広告制作費等）の１／２以内とし，１申請当たり５０万円を限度額とする。

|  |  |
| --- | --- |
| プロモーション媒体 | 補助対象経費 |
| 紙（チラシ，パンフレット等） | 印刷製本費，制作費 |
| 新聞 | 掲載費，記事制作費 |
| Ｗｅｂ（ホームページ，バナー広告等） | 掲載費，記事・広告制作費 |
| ＣＭ（テレビ，ラジオ） | 放映料，ＣＭ制作費 |

※　その他事業内容を精査の上会長が必要と認める経費。

※　ホームページの管理費等経常的に要する経費及び直接的に事業に必要ないと判断される経費は対象外。

５　事業の大まかな流れ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 旅行会社 | 協議会事務局 |
| 申請 | 旅行商品の企画  補助の申請  補助の決定 | 内容の確認 |
| 実施 | 旅行商品のプロモーション  旅行の実施 |  |
| 報告 | 実績報告・請求 | 内容の確認 |
| 支払 | 振込 | 補助金額の確定・支払 |

６　応募書類

1. 補助申請書（第１号様式）
2. 関係書類（企画書，対象経費の根拠となる見積書等の写し）

※　別添企画書の様式は問いませんが，①旅程②商品販売価格③販売対象（販売エリア，想定客層）④商品の特徴を明記してください。なお，複数回催行の場合は，⑤設定本数それぞれの催行期間もあわせて明記してください。

７　応募・問合せ先

　　〒８９０－８５７７

　 鹿児島県鹿児島市鴨池新町１０番１号

　　 鹿児島県鉄道整備促進協議会事務局

　　 鹿児島県企画部交通政策課（幹線交通係　担当：大園）

　 TEL : ０９９ー２８６－２４６５

　 E-mail : kansen@pref.kagoshima.lg.jp

８　応募締切

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 応募締切 | 旅行商品の催行期間 |
| 上期 | 平成３１年６月５日(水) | 平成３１年７月１日(月)～１０月３１日(木) |
| 下期 | 平成３１年１０月４日(金) | 平成３１年１１月１日(金)～平成３２年２月２８日(金) |

　　※電子メール又は郵送にて必着のこと。

※選定結果通知については，上期は６月中旬，下期は１０月中旬を予定しております。

９　補助金交付の条件

1. 実績報告書は，旅行商品の全催行終了日から３０日以内に，以下の書類を添付の上，提出すること。
2. 補助対象経費の支出に係る領収書等の証拠書類
3. 送客実績を確認できる書類（参加者名簿，商品コード番号を付した自社様式の送客実績集計表など実績を確認できる書類に自社の内容証明印を押印したもの等）
4. 通帳の写し
5. 作成したチラシ等成果品

＜作成するチラシ等について＞

1. 品名（タイトル）②催行期間③旅行代金④旅行代金に含まれるもの（ＪＲ券代，お弁

当代等）⑤募集人数（又は最小催行人員）⑥旅程を明記してください。また，写真（鉄道と「鹿児島のウェルネス」に関連する写真をそれぞれ１枚以上）を挿入してください。

1. 補助金の確定は，前項⑴の実績報告書及び請求書の受理，内容審査後とし，支払は指定口座への振り込みとする。
2. 申請時点における企画内容等を変更する場合は，速やかに本協議会へ連絡するものとする。
3. 前項⑶の変更連絡を故意に怠った場合，本補助金交付の条件（終了報告書の提出期限を含む）を履行できない場合，又は虚偽の申請及び終了報告を行った場合は，補助金額の減額，補助金交付決定の取消し，又は既に支払っている場合は補助金額の全部又は一部の返還を求めることがある。

なお，天変地異その他，申請者の責に帰することのできない理由がある場合は，この限りではない。この場合における助成額及び事業内容の変更は，申請者と協議会が協議して定めるものとする。